

## 第 2 1 号議案

あっせん・調停手続に関する規程の制定及びパネル候補者の選任について

(案)

1. 別紙 1 のとおり、電力広域的運営推進機関におけるあっせん・調停手続に関する規程（以下「規程」という。）を制定する。
2. 別紙 2 のとおり、規程第 9 条に基づき、あっせん・調停手続を行う紛争解決パネルを構成するパネル実施者の候補者となるパネル候補者を選任し、別紙 3 により委嘱を行う。

なお、本案が議決された場合、規程第 9 条第 3 項に基づき、別紙 2 を本機関のウェブサイトにおいて公表する。

以 上

## 電力広域的運営推進機関におけるあっせん・調停手続に関する規程

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条 (目的)

本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第 105 条に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者（第 2 条第 2 号に定める。以下同じ。）間の紛争を解決するため、本機関が裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号。以下「法」という。）に基づく和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 条 (定義)

本規程における用語の定義は、本規程に特に定めるほか、法令、法令に基づき制定された政省令並びに本機関の定款及び業務規程に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「あっせん・調停手続」とは、本機関が行う送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するための和解の仲介の手続をいう。
- 二 「送配電等業務」とは、一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。
- 三 「紛争解決パネル」とは、第 18 条に基づき設置されるあっせん・調停手続を実施する組織をいう。
- 四 「パネル実施者」とは、紛争解決パネルを構成する者をいい、法第 2 条第 2 項に定める手続実施者に該当する。
- 五 「パネル候補者」とは、パネル実施者の候補者をいう。
- 六 「紛争解決対応室」とは、あっせん・調停手続に関わる業務を所掌する本機関の組織をいう。
- 七 「申請当事者」とは、第 13 条に基づき、あっせん・調停手続を本機関に申請した者をいう。
- 八 「相手方当事者」とは、第 13 条に基づき、申請当事者が申請したあっせん・調停手続の相手方をいう。
- 九 「当事者」とは、申請当事者及び相手方当事者の双方をいう。

#### 第 3 条 (言語)

本機関のあっせん・調停手続において使用する言語は日本語とする。

- 2 当事者は、他の言語を使用した資料を提出する場合等においては、自己の費用で日本語に翻訳しなければならない。

#### 第4条（期間の計算）

期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定にしたがう。

2 期間の末日が本機関の休日に該当するときは、期間はその翌日に満了する。

#### 第5条（あっせん・調停手続の代理人）

当事者は、次の各号に定める者を本機関のあっせん・調停手続の代理人とすることができる。

一 弁護士

二 裁判所法（昭和22年法律第59号）第33条第1項に定める額を超えない範囲においては認定司法書士

2 当事者は、代理人を選任したときは、様式第1「代理人選任申請書」を本機関に提出しなければならない。

#### 第6条（あっせん・調停手続の対象）

本機関におけるあっせん・調停手続の対象は、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争とする。

2 本機関は、前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する紛争は、あっせん・調停手続の対象としない。

一 訴訟又は民事調停が終了し又は訴訟又は民事調停が係属中である案件

二 他の機関によるあっせん・調停等の紛争解決手続が終結し又は手続中である案件

三 不当な目的でみだりに申請をしたと認められる案件

四 その他本機関のあっせん・調停の対象とすることが不適切であると考えられる案件

#### 第7条（あっせん・調停手続の開催場所及び時間）

あっせん・調停手続は、本機関の事務所内において、本機関の業務時間内に開催する。

#### 第8条（あっせん・調停手続における通知）

あっせん・調停手続における通知は、本規程に特に定めるほか、ファクシミリ又は電子メールを利用して送信する方法によるものとする。

## 第2章 パネル候補者

#### 第9条（パネル候補者）

本機関は、理事会の決議により、法学、経済学、電気工学の分野の学識経験者として6名以上、弁護士として2名以上、合計8名以上のパネル候補者を選任する。但し、本機関

が必要と認めるときは、その他の学識経験者をパネル候補者に選任することができる。

- 2 パネル候補者の任期は、任命の日から1年とし、再任することができる。但し、パネル候補者に欠員が生じたために任命されたパネル候補者の任期は、前任のパネル候補者の任期の残期間とする。
- 3 本機関は、パネル候補者の名簿を作成し、本機関のウェブサイトにおいて公表する。

#### 第10条（パネル候補者の欠格事由）

本機関は、次の各号のいずれかに該当する者をパネル候補者に選任することはできない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 法令又は法令に基づく規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

#### 第11条（パネル候補者の辞任）

パネル候補者は、パネル候補者を辞任しようとするときは、辞任を希望する日の2ヶ月前までに本機関の理事長に届け出なければならない。但し、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

#### 第12条（パネル候補者の解任）

理事会は、パネル候補者が本条各号のいずれかに該当する場合、当該パネル候補者を解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は、職務に堪えないと認めるとき。
- 二 職務上の義務違反その他のパネル候補者として適しない行為があると認めるとき。

### 第3章 あっせん・調停手続

#### 第13条（あっせん・調停手続の申請）

あっせん・調停手続の申請を希望する者（以下「申請希望者」という。）は、様式第2「あっせん・調停手続申請書」よって、本機関に対し、あっせん・調停手続を申請しなければならない。

- 2 あっせん・調停手続の申請は複数の申請希望者が共同で行うことができ、又は、複数の相手方に対して申請することができる。

#### 第14条（あっせん・調停申請の受理）

本機関は、あっせん・調停手続の申請書を受領した場合は、あっせん・調停手続の対象

が送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争であること、及び、申請書に形式的な不備がないことを確認の上、理事会の決議によって、あっせん・調停手続の申請を受理することを決定する。

- 2 本機関は、申請書に形式的な不備があると認めるときは、申請当事者に対し、回答期限を設け、その補正を求める。この場合、本機関は、申請者に対し、補正を求める理由を明らかにする。
- 3 前項に定める回答期限は、原則として、補正を求めた日から7日後とする。但し、正当な理由があると認める場合は、7日を超えた日を回答期限とすることができる。
- 4 本機関は、当事者が電気供給事業者であることを確認できなかったとき又は申請当事者が前項の回答期限内に申請書の補正をしないときは、理事会の決議によって、当該申請を受理しないことを決定する。
- 5 本機関は、あっせん・調停手続の申請を受理又は不受理を決定した場合は、その旨を当事者に配達証明郵便により通知する。但し、相手方当事者に通知する場合は、申請を受理する旨の決定をした場合に限る。

#### 第15条（相手方の意向の確認）

本機関は、前条第5項に基づきあっせん・調停手続を受理した旨の通知を行う際、回答期限を定め、相手方当事者に対し、あっせん・調停手続の実施を依頼するか否かを確認する。

- 2 相手方当事者は、様式第3「回答書」によって、本機関に対し、あっせん・調停手続の実施を依頼するか否か回答する。
- 3 本機関は、相手方当事者からあっせん・調停手続の実施を依頼する旨の回答があった場合は、遅滞なくその旨を申請当事者に通知する。
- 4 相手方当事者から、あっせん・調停手続の実施を依頼しない旨の回答があった場合又は第1項の回答期限内に回答がない場合には、本機関は、その旨及び当該案件のあっせん・調停手続を開始しない旨を申請当事者に配達証明郵便により通知する。

#### 第16条（当事者への説明）

本機関は、相手方当事者からあっせん・調停手続の実施を依頼する旨の回答があった場合は、次条に定めるあっせん・調停手続に係る実施確認書の締結に先立ち、当事者に対し、次の各号に定める事項を記載した書面又はこれを記録した電磁的記録を提供する。

- 一 パネル実施者の選任に関する事項
- 二 あっせん・調停手続に関する手数料その他必要な費用に関する事項
- 三 あっせん・調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
- 四 あっせん・調停手続において陳述される意見、若しくは、提出若しくは提示される資料に含まれ、又は、手続実施記録に記載される当事者又は第三者の秘密の取扱いの

## 方法

- 五 当事者があつせん・調停手続を終了させるための要件及び方式
- 六 パネル実施者が、あつせん・調停手続によっては当事者間に和解の成立の見込みがないと判断したときは、速やかに当該手続を終了し、その旨を当事者に通知すること
- 七 当事者に和解が成立した場合には、和解合意書を作成すること、及び和解合意書の作成者、通数その他当該和解合意書の作成に係る概要

### 第17条（あつせん・調停手続契約の締結）

本機関、申請当事者及び相手方当事者は、相手方当事者があつせん・調停手続の実施を依頼した場合は、様式第4「あつせん・調停手続に係る実施確認書」（以下「確認書」という。）を締結する。

### 第18条（あつせん・調停手続の開始）

本機関は、確認書の締結後、理事会の決議によって、パネル候補者の中からパネル実施者を指名し、紛争解決パネルを設置し、あつせん・調停手続を開始する。

- 2 紛争解決パネルは、パネル実施者1名以上で構成する。2名以上のパネル実施者で構成する場合は、パネル実施者の互選により、議長1名を置き、紛争解決パネルはパネル実施者の合議制で行う。
- 3 本機関は、第1項に基づき、パネル実施者を指名した場合には、その旨を当事者に配達証明郵便により通知する。

### 第19条（パネル実施者の欠格事由）

本機関は、パネル候補者に次の各号に定める事由が認められる場合には、当該パネル候補者をパネル実施者として指名することができない。

- 一 パネル実施者又はその配偶者である者又はあつた者が、あつせん・調停手続の当事者（当事者の代表者である場合を含む。以下、本条において同じ。）であるとき、又は、当該案件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
- 二 パネル実施者が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 パネル実施者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 パネル実施者が当該あつせん・調停手続において証人又は鑑定人となったとき。
- 五 パネル実施者が当事者の代理人又は補佐人であるとき又はあつたとき。
- 六 パネル実施者が当該案件の仲裁判断に関わったことがあるとき。

- 2 本機関は、理事会によるパネル実施者の指名に先立ち、パネル候補者に対し、書面そ

他の適切な方法によって、パネル候補者が前項各号のいずれにも該当しないことを確認する。

- 3 パネル実施者は、パネル実施者に選任された後、第1項各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあることが判明した場合には、遅滞なく本機関にその旨を通知しなければならない。
- 4 本機関は、前項の通知を受けた場合において、パネル実施者が第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、理事会の決議によって、当該パネル実施者を解任し、新たなパネル実施者を選任する。この場合、本機関はその旨を配達証明付郵便により当事者に通知する。

#### 第20条（パネル実施者の忌避）

当事者は、パネル実施者が当該手続の公正な実施を妨げるおそれがあると判断した場合、当該パネル実施者の忌避を申請することができる。

- 2 忌避の申請をしようとする者は、様式第5「忌避申請書」を紛争解決対応室に提出しなければならない。
- 3 本機関は、前項に基づく忌避の申請があった場合、遅滞なくその旨を当事者（忌避の申請をした者を除く。）及び当該パネル実施者に通知する。
- 4 本機関は、忌避事由の存否について確認し、忌避事由があると認めた場合には、当該パネル実施者の解任し、新たなパネル実施者を選任する。この場合、本機関は、その旨を当事者に配達証明郵便により通知する。

#### 第21条（申請内容の変更）

申請当事者は、あっせん・調停手続が開始した後であっても、相手方当事者の承諾を得た上で様式第6「申請内容変更届出書」をパネル実施者へ届け出ることにより、申請内容を変更することができる。

#### 第22条（案件の併合又は分離）

パネル実施者は、あっせん・調停手続について併合又は分離して行うことが適当と認める場合、紛争解決対応室を通じ、その旨を理事会に報告する。

- 2 本機関は、前項の報告を受けた場合、あっせん・調停手続について併合又は分離して行うことが適当と認めたときは、理事会の決議により当該手続を併合又は分離する。この場合、本機関はその旨をパネル実施者及び当事者に通知する。

#### 第23条（あっせん・調停手続）

あっせん・調停手続は、当事者の合意がある場合を除き、原則として、非公開とする。

- 2 あっせん・調停手続の期日は、パネル実施者が当事者の意見を確認した上で決定し、

紛争解決対応室を通じ、当事者に通知する。

- 3 あっせん・調停手続は双方の当事者が参加した上で行う。但し、次の各号に定める場合であって、パネル実施者が当事者間の衡平を害しないと認めるときは、一方の当事者が欠席した状態で行うことができる。
  - 一 一方の当事者があっせん・調停手続に参加すると回答したにもかかわらず、あっせん・調停手続の期日を欠席したとき。
  - 二 一方の当事者が予め他方の当事者のみが出席した状態であっせん・調停手続を行うことについて同意したとき。
- 4 パネル実施者は、一方の当事者が欠席した状態であっせん・調停手続の期日を開催した場合は、次回の期日において、欠席した当事者に対し、欠席したパネル手続の概要を報告する。
- 5 パネル実施者は、必要と認める場合は、当事者の同意を得た上で、一方の当事者が離席した状態で、他方の当事者の主張及び意見を聞くことができる。

#### 第24条（パネル実施者の役割）

パネル実施者は、当事者をあっせんし、双方の主張の要点を確認し、当事者間の紛争が解決するよう努めるものとする。

- 2 パネル実施者は、パネル手続において、当事者の主張を聴取し、必要な報告を求めなければならない。
- 3 パネル実施者は、事件の解決に必要と認められる場合には、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

#### 第25条（不当な影響の排除）

パネル実施者は、あっせん・調停手続に関し、法令、政省令、本機関の規程その他の規範を遵守し、第三者（本機関を含む。）のいかなる指示又は命令を受けてはならず、中立かつ公平にあっせん・調停手続を実施しなければならない。

- 2 本機関の役職員は、法令、政省令、本機関の規程その他の規範を遵守させる場合のほか、パネル実施者の実施するあっせん・調停手続について、いかなる指示又は命令を行ってはならない。

#### 第26条（他のパネル候補者に対する意見及び助言の要請）

パネル実施者は、あっせん・調停手続において専門的な知見等を必要とする場合、紛争解決対応室を通じ、他のパネル候補者に意見及び助言を求めることができる。

- 2 パネル実施者は、法律的判断を要する意見又は助言については、弁護士である他のパネル候補者に求めるものとする。



## 第27条（調停案の策定の依頼）

当事者は、パネル実施者のあっせんによっては、和解の成立が見込まれないと考えるときは、パネル実施者に対し、パネル実施者が適当と考える最終的な和解案（以下「調停案」という。）の策定を依頼することができる。

2 調停案の策定の依頼は、当事者双方が共同で行わなければならない。

## 第28条（調停案の策定）

パネル実施者は、調停案の策定の依頼があった場合には、調停案を策定し、当事者に対して調停案を提示する。

2 パネル実施者は、当事者に対し、調停案の提示と併せて次の各号に定める事項を通知する。

一 調停案を受け入れるか否かを書面で回答しなければならない旨及びその回答期限

二 調停案を受け入れない場合は、前号の回答にあたり、その理由を明らかにしなければならない旨

三 調停案を当事者の双方又は一方が拒否した場合は、あっせん・調停手続を終了する旨

3 パネル実施者は、調停案の策定にあたっては、弁護士であるパネル実施者又はパネル候補者に意見又は助言を求めなければならない。

## 第29条（和解の成立）

パネル実施者は、あっせん・調停手続において、当事者間で和解が成立した場合（調停案を受け入れた場合を含む。）には、和解合意書を全当事者に1部を加えた部数を作成する。

2 当事者及びパネル実施者は、前項に基づき作成された和解合意書に署名又は記名押印をしなければならない。

3 本機関は、全ての当事者に和解合意書各1部を送付し、1部を保管する。この場合、あっせん・調停手続は、当事者が和解合意書を受領した日を以って終了する。

## 第30条（あっせん・調停手続の終了の申請）

当事者は、様式第7「手続終了申請書」をパネル実施者に提出し、あっせん・調停手続の終了を申請することができる。

2 前項にかかわらず、当事者は、あっせん・調停手続の期日において、パネル実施者に対し、口頭であっせん・調停手続の終了を申請することによって、手続終了申請書の提出に代えることができる。

3 パネル実施者は、前各項に基づき、あっせん・調停手続の終了の申請を受けた場合、あっせん・調停手続を終了し、遅滞なく当事者に通知する。

### 第31条（パネル実施者によるあっせん・調停手続の終了）

パネル実施者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あっせん・調停手続を終了することができる。

- 一 あっせん・調停手続によっては、当事者間で和解が成立する見込みが乏しいと判断した場合
  - 二 当事者の双方があっせん・調停手続を終了することに同意した場合
  - 三 あっせん・調停手続の進行に関し、当事者がパネル実施者の指示に従わない場合
  - 四 当事者が他の紛争処理の手続を選択した場合
  - 五 その他あっせん・調停手続を継続することが困難であると認められる場合
- 2 パネル実施者は、当事者の一方又は双方が調停案の受け入れなかった場合は、あっせん・調停手続を終了する。
- 3 パネル実施者は、あっせん・調停手続を終了したときは、その旨を当事者に配達証明郵便により通知する。

### 第32条（あっせん・調停手続外の紛争解決）

当事者は、あっせん・調停手続中においても、任意の協議を行うことができる。

- 2 当事者は、あっせん・調停手続中においても、訴訟手続その他の紛争解決手続を選択することができる。
- 3 当事者は、第1項に基づく協議により当事者間で紛争が解決した場合、また、前項に基づき他の紛争解決手続を選択した場合には、遅滞なく第30条に基づくあっせん・調停手続の終了を申請しなければならない。

## 第4章 公表

### 第33条（公表）

本機関は、前条に基づく理事会への報告後速やかに、あっせん・調停手続に関する次の各号に定める事項について、本機関のウェブサイトで公表する。

- 一 あっせん・調停手続の結果
  - 二 あっせん・調停手続の申請の受付年月日
  - 三 あっせん・調停手続の終了年月日
- 2 本機関は、前項各号以外のあっせん・調停手続に関する情報を公表する場合には、事前に当事者から承諾を得なければならない。
- 3 あっせん・調停手続に関する事項の公表の詳細については、前項のほか、本機関の情報開示規程及び個人情報管理規程の定めによる。

### 第34条（情報提供）

本機関は、あっせん・調停手続を利用し又は利用しようとする者に適切な情報提供を行

う。

### 第35条（行政機関への報告）

本機関は、法第20条に基づき、あっせん・調停手続の業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を作成し、これを法務大臣に提出する。

## 第5章 手数料等

### 第36条（手数料の額）

あっせん・調停手続の申請にかかる手数料（以下「申請手数料」という。）は、1案件につき2万円（消費税等別）とする。

- 2 調停案の策定に関する手数料（以下「調停手数料」という。）は、1案件につき20万円（消費税等別）とする。
- 3 当事者は、前二項の手数料のほか、当該手数料に係る消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を納付しなければならない。
- 4 前三項に定める手数料及びこれに係る消費税等は当事者で按分して負担する。
- 5 交通費、宿泊費、その他手続に要する費用等は当事者が負担する。

### 第37条（手数料の納付等）

本機関は、確認書の締結後速やかに、当事者に対して申請手数料及びこれに係る消費税等（以下「申請手数料等」という。）の納付期日及び振込先を通知する。当事者は、かかる通知に基づき、申立手数料を納付しなければならない。

- 2 申請当事者が、前項に定める期日までに、申請手数料等を納付しない場合には、本機関は、理事会の決議に基づき、あっせん・調停申請の受理を取り消し、相手方当事者が前項に定める本機関が指定した日までに申請手数料等を納付しない場合には、あっせん・調停手続の実施を依頼しなかったものとみなす。
- 3 当事者がパネル実施者に調停案の策定を依頼した場合、本機関は、当事者に対して調停手数料及びこれに係る消費税等（以下「調停手数料等」という。）の納付期日及び振込先を通知する。当事者は、かかる通知に基づき、調停手数料等を納付しなければならない。
- 4 当事者が前項に定める期日までに調停手数料等を納付しない場合は、調停案の策定の依頼はなかったものとみなす。
- 5 本機関は、申請手数料等及び調停手数料等は、原則として、返還しない。但し、当事者の一方がこれを納付しないことにより、あっせん・調停手続が開始しなかった場合又は調停案が策定されなかった場合は全額返還する。

## 第6章 文書等の管理

### 第38条（資料の取扱い）

本機関は、原則として、あっせん・調停手続において当事者から提出された資料を返還しない。但し、資料を提出した当事者から返還の請求があった場合は、本機関は写しを作成・保管し、原本を当該当事者に返還する。

### 第39条（手続実施記録の作成及び保管）

パネル実施者は、あっせん・調停手続毎に、次の事項を記録した手続実施記録を作成し、当該手続が終了した日から10年間保管する。

- 一 あっせん・調停手続の開始日
  - 二 当事者及び代理人の氏名又は名称
  - 三 パネル実施者の氏名
  - 四 あっせん・調停手続の実施の経緯
  - 五 終了の理由及びその年月日を含むあっせん・調停手続の結果
  - 六 あっせん・調停手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
  - 七 あっせん・調停手続の結果が和解である場合は、その和解の内容
- 2 前項にかかわらず、パネル実施者は、手続を円滑に進める上で適当と認めるときは、紛争解決対応室に手続実施記録の作成を指示することができる。
- 3 手続実施記録は、本機関の情報管理規程で定める「部外秘」の秘密情報として管理し、施錠できる保管庫において厳重に保管する。
- 4 紛争解決対応室は、当事者から提出された資料を手続実施記録の付属書類として、手続実施記録と同様に管理する。

### 第40条（守秘義務）

あっせん・調停手続実施者、本機関の役職員又はこれらの職にあった者は、あっせん・調停手続の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 あっせん・調停手続実施者、本機関の役職員又はこれらの職にあった者は、あっせん・調停手続の業務に関して知り得た情報を、本機関におけるあっせん・調停手続の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。
- 3 本機関は、あっせん・調停手続にする情報を適正に管理するため、本機関の情報管理規程により、本機関の役職員から秘密保持に関する誓約書の提出を受けるほか、情報の安全管理のための組織的、物理的、技術的な必要かつ適切な措置を実施する。

## 第7章 教育研修

### 第41条（教育研修）

本機関は、紛争解決業務に従事する者に対し、定期的な情報共有、事例の研究又は調査、

教育及び研修等を行うことで、本機関における紛争解決業務の向上に努める。

## 第8章 苦情の受付け

### 第42条（苦情の受付）

本機関は、業務規程103条に基づき、あっせん・調停手続の業務に関する苦情を受け付ける。

2 前項の受付窓口は本機関のウェブサイトで公表する。

3 本機関は、業務規程第103条第4項に基づき、苦情の内容は定期的に取りまとめ公表する。

### 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

但し、本機関が、法第5条に定める民間紛争解決手続の業務の認証を取得するまでの間に、あっせん・調停手続契約を締結した場合には、申請手数料等及び調停手数料等に関する条文は適用されない。

案件番号 ( )

平成 年 月 日

### 代理人選任申請書

電力広域的運営推進機関 御中

住所又は所在地

氏名又は名称 印  
(担当者: )

当方は、標記のあっせん・調停手続に関して、以下のとおり、代理人を選任いたします。

1. 代理人 住 所  
氏 名 印  
電 話  
F A X

2. 委任の範囲  
標記あっせん・調停手続にかかる

一切の手続

下記記載の手続

宛 先 〒〇〇〇 東京都千代田区〇〇  
電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室

案件番号 ( ) ※事務局記載欄

平成 年 月 日

## あっせん・調停手続申請書

電力広域的運営推進機関 御中

住所又は所在地

氏名又は名称

印

(担当者 :

)

電 話 :

F A X :

当方は、下記のとおり、あっせん・調停手続を申請いたします。

### 1. 相手方

住所又は所在地

氏名又は名称

印

(担当者 :

) (※)

電 話 :

F A X :

### 2. 申請の理由・原因

### 3. 交渉の経過、交渉の内容、その他参考となる事項

宛 先 〒〇〇〇 東京都千代田区〇〇

電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室

(様式第3)

案件番号 ( )

平成 年 月 日

## 回 答 書

電力広域的運営推進機関 御中

住所又は所在地

氏名又は名称

印

(担当者 :

)

電 話 :

F A X :

当方は、標記のあっせん・調停手続の申請に対して、

- あっせん・調停手続に応じます。
- あっせん・調停手続には応じません。
- その他 (ご意見等があれば記載して下さい)

以 上

宛 先 〒〇〇〇 東京都千代田区〇〇  
電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室



案件番号 ( )

平成 年 月 日

あっせん・調停手続に関する実施確認書

電力広域的運営推進機関 御中

(申請当事者)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

(相手方当事者)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

申請当事者及び相手方当事者は、本機関が定める「あっせん・調停手続に関する規程」に基づき、下記記載のあっせん・調停手続を実施することを確認いたします。

記

案件名	
案件番号	

以上

宛先 〒〇〇〇 東京都千代田区〇〇  
電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室

(様式第5)

案件番号 ( )

平成 年 月 日

## 忌避申請書

電力広域的運営推進機関 御中

住所又は所在地

氏名又は名称 印

当方は、標記のあっせん・調停手続に関して、以下のとおり、パネル実施者の忌避を申請します。

1. パネル実施者の氏名

2. 申請の理由

以 上

宛 先 〒〇〇〇 東京都千代田区〇〇  
電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室

案件番号 ( )

平成 年 月 日

## 申請内容変更届出書

電力広域的運営推進機関 御中

住所又は所在地

氏名又は名称 印

当方は、標記のあっせん・調停手続に関して、以下のとおり、申請内容の変更を届け出ます。

1. 変更前

2. 変更後

3. 変更の理由

4. その他 (参考となる事項やご意見を記載してください)

以 上

宛 先 〒〇〇〇 東京都千代田区〇〇  
電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室

案件番号 ( )

平成 年 月 日

## 手続終了申請書

電力広域的運営推進機関 御中

住所又は所在地

氏名又は名称 印

当方は、標記のあっせん・調停手続に関して、以下のとおり、手続の終了を申請いたします。

1. 理由

2. その他参考となる事項

以 上

宛 先 〒〇〇〇 東京都千代田区〇〇  
電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室

## 電力広域的運営推進機関 パネル候補者名簿

氏名	現所属	分野
いば けんじ 伊庭 健二	明星大学理工学部 総合理工学科 教授	電気工学
こじょう まこと 古城 誠	上智大学法学部 地球環境法学科 教授	法学
さいとう ひろうみ 斎藤 浩海	東北大学大学院 工学研究科 教授	電気工学
せがわ とおる 瀬川 徹	瀬川徹法律事務所 弁護士	弁護士
せんすい ふみお 泉水 文雄	神戸大学大学院 法学研究科 教授	法学
とりい あきお 鳥居 昭夫	中央大学経済学部・大学院 経済学研究科 教授	経済学
なら こういち 奈良 宏一	茨城大学 名誉教授	電気工学
ますおか けんすけ 増岡 研介	増岡総合法律事務所 弁護士	弁護士
まつかわ いさむ 松川 勇	武蔵大学経済学部 教授	経済学
もり ひろゆき 森 啓之	明治大学総合数理学部 ネットワークデザイン学科 教授	電気工学